

37. 簡易課税制度(みなし仕入率)の見直し

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、低所得者対策として飲食料品などには軽減税率が適用される。軽減税率制度の導入により、軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する農林水産業については、売上に係る消費税率は軽減税率となるが、仕入の大半を占める種子や農薬、農耕器具などには標準税率が適用される。簡易課税制度を適用する場合、売上税額にみなし仕入率を乗じて仕入税額を算出するため、売上税額が軽減税率となると、仕入税額も軽減税率ベースとなり過小に算出されることとなる。このため、食用の農林水産物を生産する農林水産業について、みなし仕入率の見直しを行う。

(2) 内容

食用の農林水産物を生産する農林水産業について、簡易課税制度に係るみなし仕入率を80%(改正前:70%)に引き上げる。

(3) 適用時期

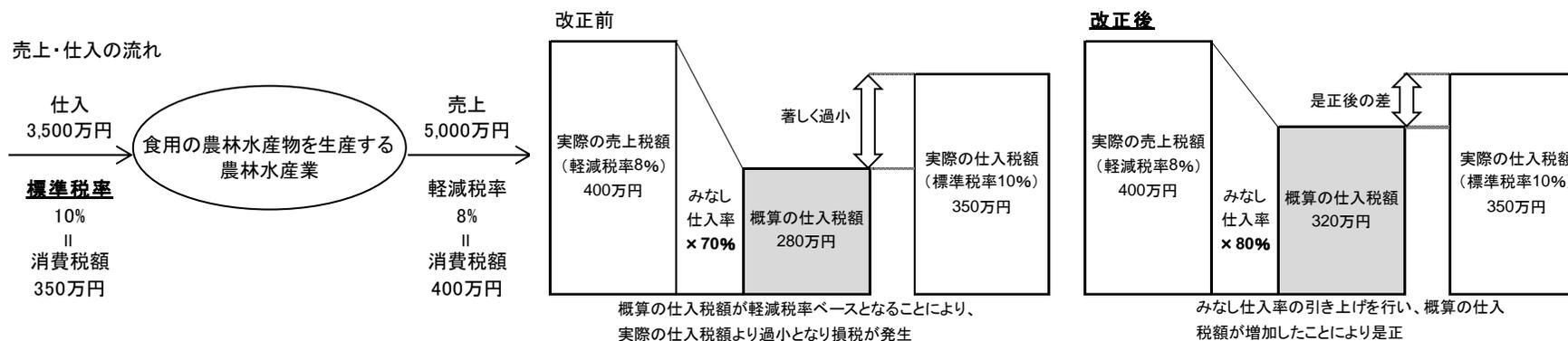
平成31年10月1日を含む課税期間から適用とされる。ただし、同日前における食用の農林水産物を生産する事業については、適用しない。

2. 改正の趣旨・背景

①平成31年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費税負担を軽減するため、軽減税率が導入される。軽減税率の対象品目は、食料品類(酒類及び外食サービスを除く。)及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞に限定される。

②軽減税率が導入されることにより、売上に係る消費税率と仕入に係る消費税率が異なる場合が生じる。食用の農林水産物を生産する農林水産業については、仕入は標準税率が適用される種子や農薬、農耕器具などの購入が想定される一方、売上は軽減税率が適用される飲食料品の売上が想定され、異なる税率が適用されることとなる。

簡易課税制度は売上税額から売上税額にみなし仕入率を乗じて算出した概算の仕入税額を差し引き納付税額を計算する。仕入時に標準税率が適用されていても、軽減税率が適用されている売上税額に現状のみなし仕入率を乗じて概算の仕入税額を計算すると、仕入税額が軽減税率分だけ過小となる。このため、食用の農林水産物を生産する農林水産業についてはみなし仕入率を改正前の70%から80%に見直す。



3. 改正の内容

(1) みなし仕入率の見直し

改正前は、簡易課税制度の計算上、農林水産業は第三種事業に区分され、みなし仕入率は70%が適用されていた。
改正後は、農林水産業のうち、軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業を、第二種事業に区分し、みなし仕入率は80%が適用される。軽減税率が適用されない非食用の農林水産物を生産する事業は、従前通り第三種事業に区分され、みなし仕入率は70%が適用される。

		創設時	平成3年度改正 (平成3年10月 から適用)	平成8年度改正 (平成9年4月 から適用)	平成26年度改正 (平成27年4月 から適用)	平成30年度改正 (平成31年10月 から適用)
みなし仕入率	卸売業	90% (第一種)	90% (第一種)	90% (第一種)	90% (第一種)	90% (第一種)
	小売業	80% (第二種)	80% (第二種)	80% (第二種)	80% (第二種)	80% (第二種)
	農林水産業 (食用)		70% (第三種)	70% (第三種)	70% (第三種)	70% (第三種)
	農林水産業 (非食用)					70% (第三種)
	鉱業・建設業・製造業		60% (第四種)	60% (第四種)	60% (第四種)	60% (第四種)
	料理飲食業等					60% (第四種)
	金融業及び保険業					60% (第四種)
	運輸・通信業			50% (第五種)	50% (第五種)	50% (第五種)
	サービス業					50% (第五種)
	不動産業					50% (第五種)
					40% (第六種)	40% (第六種)

(出典: 財務省「平成30年税制改正関係資料」90ページを加工)

(2) 軽減税率の対象となる食用の農林水産物について

軽減税率の対象となる食用の農林水産物とは、農林水産業者が生産する農林水産物のうち、下記の軽減税率(8%)の対象品目に該当するものとされる。また、軽減税率が適用されるかどうかの判断は、売手側がその物品を食用として譲渡したかどうかにより判断される。そのため、種子を栽培用として販売する場合などは、食用として販売しないため、軽減税率の対象にはならない。



(出典: 財務省「平成30年税制改正関係資料」88ページ)

軽減税率の対象とならない 食用の農林水産物の具体的な例示 国税庁Q&Aより抜粋
果物の苗木及びその種子の販売は、栽培用として販売されるため、軽減税率の対象とならない。
生きた畜産物の販売は、販売の時点において、人の食用ではないため、軽減税率の対象とならない。
食用の生きた魚の販売は、軽減税率の対象となる。 なお、生きた魚であっても人の食用ではない熱帯魚などの観賞用の魚は、人の食用ではないため、軽減税率の対象とならない。

4. 適用時期

軽減税率導入開始時期に合わせて、平成31年10月1日を含む課税期間から適用される。ただし、同日前における食用の農林水産物を生産する事業については、適用しない。

